

全救協

2014

No. 146

● メッセージフロムエディター 1

- ・全国救護施設実態調査報告書を読んで
思うこと

● 特集 2~5

- ・生活困窮者支援の取り組み

● 制度改革関係情報(厚生労働省) 6~10

- ・「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」がとりまとめられる
- ・「生活保護受給者・生活困窮者の就労の促進に関する協議会」が開催される
- ・社会保障審議会福祉部会が始まる
- ・生活困窮者自立支援制度 全国担当者会議が開催される
- ・平成25年度「使用者による障害者虐待の状況等」の取りまとめ結果
- ・「難病の患者に対する医療等に関する法律」(難病法)が成立

● ブロックだより 11~12

- ・北海道地区救護施設協議会
- ・関東地区救護施設協議会

● 行動指針レポート 13~15

- ・北陸中部地区救護施設協議会
- ・近畿地区救護施設協議会

● 活動日誌(平成26年8月~10月) 16

Message from Editor

全国救護施設実態調査報告書を読んで思うこと

総務・財政・広報委員／丸山荘(愛媛県) 栗林昇司

平成26年7月、「平成25年度全国救護施設実態調査報告書」が作成されました。この調査は、3年に1回定期的に、救護施設の利用者への支援の現状および施設や利用者の状況等を把握し、救護施設の実態を明らかにするとともに、根拠あるデータをもとに国や自治体に要望や提言等を行うことを目的として実施されています。

今回の報告書では、平成22年度実態調査結果の数値と比較しながら、調査結果についてコメントが加えられています。大変読みやすい報告書となっていますので、皆様も是非ご一読いただき、ご自分の施設と比較していただければ、今の施設の置かれている現状が把握できると思います。

そこで、私なりに今回の報告書を読んで思ったことがありましたので、少し紹介したいと思います。一つは、施設毎の入所率です。入所率100%以上の施設が119施設で前回よりも10施設減少していました。入所率60%を下回る施設も2施設あるなど、施設運営を行う上でご苦労されていることが伺えます。次に、利用者の障害状況を見ると、障害その他の主な内容には、アスペルガー、高次脳機能障害、強迫性人格障害など高度な支援技術が必要な人も入所しているように思います。平成24年度1年間の退所者の入所期間を見てみますと、半数程度が1年未満の短期間で退所しており、救護施設がまさしく通過型の施設であるということが分かります。また、平成24年度1年間の退所者の退所後の進路を見ますと、アパート等での居宅生活を送っている人が23.9%で最も多いものの、前回調査との比較では、割合が10%程度減少しています。さらに、退所後の進路の中では、「不明」とされた人が8.8%、273人おられます。退所後の進路が不明な人が沢山いることも救護施設の一つの特徴ではないかと思います。

この様にみただけでも、他の種別の施設では考えられないような現状が浮かび上がっているのではないのでしょうか。都市部の救護施設と地方の救護施設との違いが存在していることも事実でしょうし、全国的に見て救護施設も多様化しているようです。

平成26年5月現在の公表数値として、生活保護受給者数は215万9千人を超え、平成23年に過去最高を更新して以降増加傾向が続いています。被保護世帯の構成割合はその他の世帯が17.8%。10年前と比較すると、約3倍増と大きく増加しています。また、福祉事務所来訪者のうち生活保護に至らない者は、高齢者等も含め年間約40万人とも言われています。

既報のとおり、生活保護に至る前の自立支援策の強化等を図るため、平成25年に生活困窮者自立支援法が成立しました。今後、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置が講じられることとなります（法の概要については下記をご参照ください）。

国は、生活困窮者自立支援法の平成27年4月1日施行に向けて、平成25年度から生活困窮者自立促進支援モデル事業をスタートしました。モデル事業は都道府県、指定都市、中核市、又は市区町村が実施主体となり、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者支援の制度化に寄与することを目的としており、平成26年度は254の団体が実施しています。

現在、全救協の会員施設では、風の郷「厚生園」（千葉県）、萬象園（香川県）がこのモデル事業に取り組んでいます。特集では、それぞれの施設の取り組みをご紹介します。事業に取り組むことによる新たな気づきや事業内容について理解を深めていただき、今後、救護施設が事業に取り組むにあたっての課題と展望を考察したいと思います。

<生活困窮者自立支援法の概要>

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

○福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。

※自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。

○福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

○福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。

- ・就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
- ・住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
- ・家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
- ・生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

○都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

4. 費用

○自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担 3 / 4

○就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助 2 / 3

○家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助 1 / 2

取組事例①

自立相談支援事業等生活困窮者支援の取り組み

社会福祉法人善隣会（千葉県）

香取自立支援相談センター

センター長 福水 睦夫

1. モデル事業取り組みの経緯

本法人では、平成22年度地域住民が主体的に取り組むボランティア活動と施設が有している人的・物的資源を有機的に連動するネットワークを組織化し、施設利用者と地域の生活困窮障がい者等の社会的自立を支援するシステムを立ち上げました。

風の郷「厚生園」をベースに活動している12ボランティアグループ・2団体（136名）を構成メンバーに「風の郷地域福祉後方支援ネットワーク委員会」を組織化し、風の郷地域福祉後方支援ネットワーク事業（以下、ネットワーク事業）を展開することとしました。

この事業では、就労支援事業・居宅生活支援事業・地域交流事業・地域福祉広報事業の4事業を実施しています。

特に積極的に取り組んできた事業が就労支援事業であり、就労意欲のある風の郷利用者並びに地域の様々な障がいのある生活困窮障がい者等に対し、就労の機会及び就労の場を提供する就労支援を通じて、住み慣れた家庭や地域社会においてその人らしい人生が送れるよう支援に力を注いできました。

この事業は、生活困窮者自立促進支援モデル事業（以下、モデル事業）の就労準備支援事業と事業内容が整合しています。

そこで、ネットワーク事業の実績と全救協の「行動指針」を基に香取市と協議し、モデル事業に取り組んでいただくよう依頼しました。

これを受け香取市は、公募型プロボザール方式によりモデル事業の実施を決定し、本法人が受託することになりました。

2. 生活困窮者自立促進支援モデル事業の概要

モデル事業を実施する香取自立支援相談センター（以下、相談センター）の事務所は、市役所・社会福祉協議会・ハローワーク等の関係機関及びJR駅からも徒歩圏内となる場所に開設しています。

相談センターの職員は、センター長、主任相談支援員、相談支援員2名、就労支援員2名の6名を配置し、社会福祉士・社会福祉主事の資格を有する施設のソーシャルワーク経験者により、各種相談に応じることができるよう職員体制を確立しました。

香取市から委託された事業は、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計相談支援事業の3事業です。



～相談センターのスタッフ～

平成26年度（4月～7月）のモデル事業の実施状況は、自立相談支援事業96名、就労準備支援事業105名、家計相談支援事業25名で、延べ226名の支援を行っています。

特に、就労準備支援事業については、本法人が経営する茶房「風の郷」・自然食工房「風の郷」及び天然味噌工房「風の郷」の中間就労の場を受け皿として提供し、接客業務などを中心に平成26年7月末現在、5名の生活困窮者に対し就労準備支援を実施しています。

なお、モデル事業実施以降、3名の生活困窮者が本法人の実施している就労支援事業により自立しています。このうち2名の方は、生活保護から脱却しました。

また、モデル事業を円滑に推進するため、関係機関・団体等により次の会議を設置しています。

- 香取自立支援相談センターネットワーク会議
市関係部局・ハローワーク・社会福祉協議会・若者サポートステーション・障害者支援センター等関係機関により、年2回（4月、10月）開催。
- 支援調整会議
個別プラン等の協議を市関係部局及び関係団体等により毎月1回定例開催。

○地域福祉後方支援会議

就労支援事業の推進を図るため、法人のソーシャルワーカー・自然食工房「風の郷」インストラクターにより、月1回定例開催。

○風の郷サービス提供判定会議(就労能力等の判定)

就労状況等を判定するため、風の郷ネットワーク就労支援事業推進班及び法人のソーシャルワーカーにより、随時開催。

3. 今後の展望と課題

○総合相談センター機能の充実

地域の包括的な総合相談機能の拠点として、関係機関・団体等との連携を強化すると共に、生活困窮者自立支援のためのネットワークを構築し、社会資源の開発に取り組む必要があります。

○中間就労の場の確保

生活困窮者自立支援法の施行に合わせ、本法人が経営する中間就労の場の拡充、他の社会福祉法人・企業等への働きかけによる中間就労の場の確

保を推進する必要があります。

○居場所づくりの整備

生活困窮世帯の若者や子どもたちに対し、学習や生活習慣等の訓練を支援する居場所づくり等、風の郷ネットワークを推進する拠点施設の整備について検討する必要があります。

本法人では、これまで培ってきた生活困窮者自立支援の経験を活かし、生活困窮者自立支援法の施行に合わせ、自然食工房「風の郷」・天然味噌工房「風の郷」・茶房「風の郷」・救護施設「風の郷」を中間就労の場として県の事業認可を受ける準備を進めております。

生活困窮者等の自立支援に係わるノウハウが蓄積されている救護施設が、多種別施設に先駆けて全救協が示した「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」に沿って生活困窮者の自立支援に積極的に取り組まれるよう期待をしています。

取組事例②

生活困窮者のための就労準備支援モデル事業の取り組み

社会福祉法人萬象園(香川県)
萬象園 施設長 守家 敬子

萬象園は、平成26年3月1日に生活困窮者自立促進支援モデル事業・就労準備支援モデル事業の委託契約を丸亀市と締結し、モデル事業を開始しました。モデル事業の実施概要を報告するとともに、モデル事業を実施するなかで感じていることをご紹介します。

1. モデル事業受託までの経緯

全救協は平成25年4月に「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」をとりまとめ、地域の生活困窮者支援を私たちの責務として推進しています。私は、この「行動指針」を作成した特別委員会委員のひとりという立場からも、生活困窮者支援を担っていかなければならないという強い思いがあります。

萬象園は設立当初から、その時代時代のなかで、

さまざまな生活にお困りの方へのサービス提供を使命ととらえ、事業を行ってきました。今、一番困っている人が制度の狭間にいる生活困窮者であれば、その支援に取り組むことが萬象園の使命であると考え、平成25年4月1日に業務組織の中に、制度利用支援係を位置付け、生活困窮者はどのような方なのか、現実にどのような方がおられるのかという視点から、取り組みをスタートしました。平成25年8月1日に丸亀市長からモデル事業を実施することになるため、協力をしてほしい旨の要請がありました。

萬象園では、創立当初から地域の皆様との交流に力を入れてきました。花を育て、その花を地域の皆様に提供することで、施設を理解していただいたり、丸亀城の清掃奉仕や花の栽培と緑化活動、また地元小学校生徒との交流体験等もそのひとつです。子どもたちがいろいろなかたちで萬象園を訪れるようになり、利用者と一緒に活動することが増えてきたなか、地元の学校の先生方から「子どもたちがとてもひどい状況におかれている。昔は特別に支援を要する子どもたちが学年に1~2名であったが、今は生徒500人の内70人から80人程いると思う」という話を聞きました。

活動をとおしての交流があるとはいえ、第三者である私たちに、学校現場での悩みを打ち明けられた事実を前に、学校に対して萬象園として何かできることがあるのではないかと考え、学校へご相談に伺ったこともありました。しかし、学校としては部外者に、こうした情報を発信することにはとてもハードルが高く、この件は、実現するには至りませんでした。ただ、何らかのお手伝いはできるのではないかと、模索中です。

今年の7月に、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」が平成24年時点で16.3%と数値を更新したことが厚生労働省の国民生活基礎調査で分かりました。子どもの貧困は丸亀市だけのことではなく、全国的に広がっていることを感じました。

平成25年10月に、丸亀市に生活困窮者自立促進支援モデル事業の進捗状況を伺い、どのような形で協力することができるかを今後の課題として検討し、萬象園内に生活困窮者自立促進支援事業委員会を開催し、丸亀市に提出する「企画書」について検討しました。丸亀市はモデル事業を11月1日から開始し、相談支援事業及び家計支援事業を丸亀市社会福祉協議会に受託し、就労支援事業等はNPO法人に受託して、萬象園は何かあればお手伝いをするというかたちで後方支援を行うこととなりました。その後、いろいろな経緯があり、就労準備支援モデル事業を丸亀市から、平成26年3月1日付けで受託することとなりました。

2. 事業の概要

事業の対象者：

この事業を利用することにより、就労意欲向上が期待できる生活困窮者。

支援内容：

- ①生活自立支援
- ②社会自立支援
- ③就労自立支援

利用時間及び種類：

利用時間は月曜～金曜の午前（9時～15時）。種類は屋内作業、園芸作業、フルーツファーム作業、公園清掃、公園花壇管理。

支援の実施期間：

支援者の個別支援計画に基づき、概ね6か月～1年の期間と設定。

3. モデル事業を通して感じたこと

救護施設は生活保護受給者（生活困窮者）に支援をする役割があります。モデル事業では今までの利用者支援の枠をこえて、支援することが求められます。

生活困窮者への支援は、自立支援相談センターが核となり、一体として就労準備支援を行うことで、生活困窮者に必要なことがスピーディに行えます。生活困窮者にどのような支援が必要であるのか、限られた情報の中で決定していくことは簡単ではありません。萬象園は相談機能を受託していないため、対象者を待っているだけの状態していると、事業委託したものの、誰にも支援できずに終わってしまうのではないかと危機感がありました。現在では、できるだけ早期に対応できるように、より積極的に働きかけることを心がけています。

この事業には、個別支援計画が必要不可欠であると痛感しています。困窮状態にある方々は、一人ひとり個別の生活困窮の状態に陥っておられ、その内容は複雑です。それは、事業実施以前に想像していた以上に複雑かつ困難です。そのような状況では、関係者ができる限り情報を共有し、方向性を確認しながら支援提供しなければなりません。また、何より、ご本人の意思と関係者の意思が同じ方向を向いて進まなければなりません。そのためのツールとして、計画書の必要性を感じています。

4. おわりに

この事業を実施することにより、職員は貴重な経験をしています。また、施設のサービスの土台づくりをすることが不可欠だとあらためて感じました。施設利用者であれば、その方の状況を把握して、支援ができます。モデル事業の生活困窮者の情報はとても限られているなか、成果を挙げることはとても難しいものとなっています。一方、とてもやりがいがあり、関わった職員は確実に力をつけています。外部から自分の支援内容が評価されるという貴重な経験もできています。

新しい生活困窮者支援に取り組むことは、今までの施設のサービスの根底をゆるがされる可能性があります。大きな事故や職員の疲弊がおこるリスクもあります。利用者の虐待防止や権利侵害が起こることがないように、いっそう力を入れることが重要です。

これからも、救護施設本体のサービスを適切に行っていきながら、その上で地域の生活困窮者支援に取り組めるよう努めて参りたいと思います。

厚生労働省

「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」がとりまとめられる

厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課）は、「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」における協議を踏まえ、7月14日に「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」をとりまとめ、公表した。

同研究会では、昨年7～11月に開催された「精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針等に関する検討会」において協議し、今年3月に告示された「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」において、検討課題とされた“地域の受け皿づくりの在り方等に係る具体的な方策（※）”についての協議が今年の3月から行われていた。

（※）「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」では、精神病床の機能分化に関する事項の基本的な方向性の中で、「地域の受け皿づくりの在り方や病床を転換することの可否を含む具体的な方策の在り方について、精神障害者の意向を踏まえつつ、保健・医療・福祉に携わる様々な関係者で検討する。」との文章が盛り込まれていた。

地域の受け皿の一つとして、病床をその受け皿（病床資源のグループホームとしての活用）に転換することも含めた検討が行われた結果、①地域移行する際には地域生活に直接移行することが原則であること、②退院に向けた支援を実施してもなお退院意欲が固まらない人に対しては、段階的な移行も含めて入院医療の場から生活の場に居住の場を移すことが必要であること、③“一定の条件付け”を行った上で病床削減を行った場合に敷地内へのグループホーム設置を認めることとし、必要な現行制度の見直しを行うこと、といった考え方が盛り込まれた。一定の条件は、「本人の自由意思に基づく選択の自由を担保する」、「外部との自由な交流等を確保しつつ病院とは明確に区別された環境とする」、「地域移行に向けたステップとしての支援とし基本的な利用期間を設ける」等。

なお、とりまとめにあたり、こうした病院資源を居住の場として活用することについては、強い否定的な意見が委員からも投げかけられていた。

詳細は以下のURLにてご確認いただきたい。

[厚生労働省] 「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」とりまとめについて」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000051136.html>

厚生労働省

「生活保護受給者・生活困窮者の就労の促進に関する協議会」が開催される

厚生労働省は、生活保護受給者・生活困窮者のうち就労可能な者については、可能な限り就労による自立を目指すことが重要とし、来年4月にスタートする生活困窮者自立支援制度を真に効果的なものとするとの目的のもと、本年8月21日、厚生労働省会議室にて「生活保護受給者・生活困窮者の就労の促進に関する協議会」を開催した。

これは、厚生労働省として、関係する民間の事業者に対し、制度の趣旨や内容を説明するとともに積極的な協力をお願いするためのものであり、佐藤茂樹厚生労働副大臣（当時）や鈴木俊彦社会・援護局長のほか、地域福祉課長、保護課長、生活困窮者自立支援室長等の出席のもと、関係団体を招いて行われた。

出席した団体は、全国救護施設協議会のほか、全国社会福祉協議会、同地域福祉推進委員会、全国社会福祉法人経営者協議会、全国社会就労センター協議会、全国就労移行支援事業所連絡協議会、全国老人福祉施設協議会、日本生活協同組合連合会、ソーシャル・ビジネスネットワークであり、さらに、オブザーバーとして、全国知事会、指定都市市長会、全国市長会、全国町村会の出席もあった。

会議冒頭、佐藤副大臣（当時）からは「来年4月の生活困窮者自立支援法の施行に向け、いま全国で254のモデル事業を展開しており、その内容に学びつつ本格実施に向けて尽力してまいりたい。生活保護受給者・生活困窮者への支援対策が強化されていくなか、とくに就労支援は、就労による生活自立だけでなく自己実現や社会参加にもつながるものであ

り、労働力人口の減少の中であって、しっかり行っていくべきものである。事業関係者の皆様に新しい制度の周知理解をお願いしていくこととともに、中間的就労の場を確保していくことが急務である。このことが官民ともに進める全国的な取り組みとなるよう、本日のこの会議を有意義なものとしたい」との挨拶があった。

出席した関係団体が意見を述べるなか、大西全救協会会長は、「生活保護受給者・生活困窮者の就労支援に関して、中間的就労の場を提供し、就労支援を通じて経済的自立、社会的孤立防止に取り組むことを、行動指針の1項目として掲げており、今後もさまざまな事業に取り組んでいきたい」と述べている。

同会議の終わりに、鈴木社会・援護局長は「中間的就労については立ち上げ時の初期軽費の助成や税制優遇等を検討する。本日の会議をもって積極的な展開にはずみをつけていただきたい。全国各地での進展に期待したい」と述べた。

厚生労働省

社会保障審議会福祉部会が始まる

第1回社会保障審議会福祉部会が8月27日に東京都内「グランドアーク半蔵門」にて開催された。

鈴木俊彦厚生労働省社会・援護局長は冒頭のあいさつのなかで、「本部会では、社会福祉法人について、そして、介護を中心とした福祉人材確保対策についてご議論をいただきたい。社会福祉法人については、社会福祉諸制度を取り巻く状況の変化と地域の変容のなか、福祉サービスも多様化し一層の充実が求められており、その基盤となる社会福祉法人の責務はますます大きくなっている。

一方、社会福祉法人については内部留保や一部の不適切な運営事例が報じられるなか、時代や社会の要請にしっかりと応える制度の枠組みを作ることが大切であると考えている。ガバナンスや評価、透明性の確保などを図り、国民に対して法人みずからしっかりと示していく枠組みを作るための各論点についてご議論いただきたい。また、2025年の介護人材確保に関する問題に向かうなかで、今後の対応の道筋を政府として明らかにするなかで、これを実効性を持って図っていく必要があり、本部会では、福祉人材確保対策について具体的な議論をお願いしたい。なお、これらは年内を目標として検討を進めていただき、厚生労働省として必要な法案につないで

いきたい」と述べた。

続いて、部会長の選任では、社会保障審議会委員である田中 滋 氏（慶應義塾大学名誉教授）が部会長に、宮本 みち子 氏（放送大学副学長）が副部会長に選任された。委員名簿は以下のとおり。

社会保障審議会福祉部会 委員名簿

（五十音順/敬称略）

石橋 真二	公益社団法人日本介護福祉士会会長
猪熊 律子	株式会社読売新聞東京本社社会保障部次長
鎌倉 克英	公益社団法人日本社会福祉士会会長
川井 太加子	桃山学院大学社会学部社会福祉学科教授
黒岩 祐治	全国知事会社会保障常任委員会委員（神奈川県知事）
小林 光俊	公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会会長
関川 芳孝	公立大学法人大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授
高橋 英治	（福）日本保育協会保育問題検討委員会委員長
高橋 福太郎	全国福祉高等学校長会理事長
武居 敏	全国社会福祉法人経営者協議会副会長
橘 文也	公益財団法人日本知的障害者福祉協会会長
◎田中 滋	慶應義塾大学名誉教授
対馬 徳昭	つしま医療福祉グループ代表
花井 圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
福間 勉	公益社団法人全国老人福祉施設協議会参事
藤井 賢一郎	上智大学総合人間科学部准教授
藤野 興一	全国児童養護施設協議会会長
堀田 聰子	独立行政法人労働政策研究・研修機構研究員
松原 由美	株式会社明治安田生活福祉研究所主席研究員
松山 幸弘	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所研究主幹
○宮本 みち子	放送大学副学長
三好 昇	全国市長会社会文教委員会副委員長（江別市長）
柳川 純一	日本商工会議所社会保障専門委員会委員（ダイヤル・サービス株式会社シニアマネージャー）

※ ◎ = 部会長、○ = 副部会長

①「社会福祉法人制度の見直しについて」

一つめの議題である「社会福祉法人制度の見直しについて」では、社会福祉法人制度を巡る状況について、平成12年の社会福祉基礎構造改革以降10年以上が経過し、措置制度から契約制度への転換、福祉サービスにおける民間企業等の参入、高齢者単身世帯の増加等により福祉ニーズが多様化・複雑化してきていること、社会福祉法人制度に対する様々な厳しい指摘（規制改革会議、政府税制調査会等）があり、そうした指摘を踏まえて「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」の報告書が7月にとりまとめられていることについて、厚生労働省から説明があった。

②「福祉人材確保対策について」

二つめの議題である「福祉人材確保対策について」では、福祉人材確保対策検討会がとりまとめた「介護人材確保の方向性について～中間整理メモ～」を基に、介護を含む福祉人材を取り巻く課題と今後の方向性について、厚生労働省からの説明があった。

③「福祉部会における主な検討事項」

三つめの議題である「福祉部会における主な検討事項」では、厚生労働省より以下の論点が示された。

福祉部会における主な検討事項

1. 社会福祉法人制度の見直しについて
 - ・社会福祉法人制度の意義
 - ・経営組織の在り方
 - ・業務運営・財務運営の在り方
 - ・運営の透明性の確保の在り方
 - ・法人の連携・協働等の在り方
 - ・行政の関与の在り方
 - ・他制度における社会福祉法人の位置づけ等
2. 福祉人材確保対策について
 - ・介護人材等の総合的な確保方策
 - ・介護人材における介護福祉士の位置づけ・介護福祉士の資格取得方法等

④「福祉人材確保専門委員会の設置について」

最後の議題である「福祉人材確保専門委員会の設置について」では、福祉部会において関係者による専門的観点から検討を進めるため「福祉人材確保専門委員会」を設置するとの説明があった。

委員会における検討項目は、③の「福祉部会における主な検討事項」の中の「福祉人材確保対策について」の内容（介護人材等の総合的な確保方策、介護人材における介護福祉士の位置づけ・介護福祉士の資格取得方法等）。

〔第2回 開催概要〕

第2回目は、東京都内「航空会館大ホール」にて9月4日に開催され、「社会福祉法人制度の見直しの主な論点」にある、経営組織の在り方について検討が行われた。

社会福祉法人制度の見直しに関する論点は以下の通り示され、これを基に検討がすすむこととなった。

「社会福祉法人制度の見直しに関する論点」

検討事項	論点
■社会福祉法人制度の意義	
■経営組織の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ●理事、理事長、理事会の位置付け・権限・責任 ●評議員・評議員会の位置付け・権限・責任 ●監事の位置付け・権限・責任 ●会計監査人による財務監査等
■業務運営・財務運営の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人が担う事業の範囲と位置付け（「社会貢献活動」含む） ●業務運営の規律 ●財務運営の規律（いわゆる内部留保の明確化と再投資の在り方を含む） ●経営力向上の方策等
■運営の透明性の確保の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ●財務諸表、活動状況、経理状況（役員報酬、調達等）の公表 ●都道府県、国における情報集約と公表等
■法人の連携・協働等の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ●法人の再編等の仕組み ●複数法人による協働の仕組み等
■行政の関与の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な運営を確保するための指導監督 ●法人の育成の観点からの指導監督 ●国、都道府県、市の役割と位置付け等
■他制度における社会福祉法人の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉施設職員等退職手当共済等
■その他	

次に、検討事項の2番目である「経営組織の在り方」が厚生労働省事務局より説明された。評議員会の設置義務化や議決権を持つこと等について、賛否両論の意見が交わされた。

〔第3回 開催概要〕

第3回目は、東京都内「航空会館大ホール」にて9月11日に開催され、「運営の透明性の確保の在り方について」の検討が行われた。論点は、財務諸表、活動状況、経理状況の公表。

委員の多くは、透明性の確保を図るため、公表について賛成しているものの、個人情報への取扱いには注意が必要と述べている。

社会貢献の実施状況の公表について、厚生労働省は、「現段階では、現況報告書の中で、「地域の福祉ニーズへの対応状況」の記載を求めている。財務諸表は原本の内容を公表してもらうことを想定している。公開すべき情報と個人情報保護のバランスに留意していく必要はあると考えている」と説明した。

〔第4回 開催概要〕

第4回目は、東京都内「航空会館大ホール」にて9月30日に開催され、「業務運営・財務運営の在り方について」の検討が行われた。論点は社会福祉法人の財政規律。厚生労働省は「余裕財産を明確化し必要経費を差し引いたものを再投下するという、そのこと自体を提案し、社会福祉法人の余裕財産はすべて国民に還元すべきと考えている」と説明。

また、社会福祉法人の優遇税制の範囲を超えてお金が出る場合の税法上の評価について、「社会福祉法人がこれから行うべきとされる地域公益活動等は、これまでどおり税法上、公益事業と収益事業の範囲を超えないと考えている」と説明した。

厚生労働省

生活困窮者自立支援制度全国担当者会議が開催される

生活困窮者自立支援制度全国担当者会議が9月26日に「厚生労働省の講堂」にて開催された。

鈴木俊彦社会・援護局長の挨拶の後、厚生労働省の担当者より、①生活困窮者自立支援制度・予算について、②自立相談支援事業の手引き（案）、ガイドライン、自治体事務マニュアルについて、③その他情報提供にて、モデル事業実施状況調査集計結果について等が説明された。また、自治体実践事例では大阪府豊中市から説明があり、福島県における自治体支援の取り組みについての発表があった。

〔生活困窮者自立支援法の政省令（案）〕

生活困窮者自立支援法の政省令（案）については、以下の内容が示された。内容の確定は年末、公布は

年明けとなる予定。

【政令に規定する主な内容】

- 自立相談支援事業に係る国庫負担（具体的な内容は厚生労働大臣告示において定める）、任意事業に係る国庫補助について規定。
- 指定都市、中核市に係る大都市特例について、就労訓練事業に関する事務が該当する旨を規定。
※その他、社会福祉法施行令に規定する社会福祉事業の対象者の最低人員の特例（20人→10人）の適用を受ける事業に、就労訓練事業を追加。また、就労訓練事業について、国及び自治体における随意契約の取扱いについて検討。

【省令に規定する主な内容】

- 住居確保給付金、一時生活支援事業、就労準備支援事業について、対象者に係る資産・収入要件を規定。
- 住居確保給付金の支給手続き等について規定（→基本的に、現行の住宅支援給付の取扱いを踏襲する方向で検討）。
- 自立相談支援事業等の委託先の要件について規定（注）。
- 就労訓練事業を行う者について、認定基準を規定。
※その他、施行前においても、就労訓練事業を行う者の認定をすることができる旨規定する。
（注）委託先については、原則法人格を求めものの、「協議会」などの共同体により実施する場合、以下（①～③）の要件を満たすときには、認めることを検討。内容は、①共同体を構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有すること、②構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在が明確になっていること、③市町村等が当該共同体に事業を委託することが適切であると判断すること。

〔法の施行に向けたスケジュールモデル〕

生活困窮者自立支援法の施行に向けたスケジュールモデルでは、福祉事務所設置自治体は10月に①早期発見のための関係機関との情報共有、紹介の仕組みの構築、②関係機関等で構成する協議会等の設置、開催、③一時生活支援事業の手引きの確認。11月に契約方法決定。12月に①就労準備支援事業、就労訓練事業や一般就労への支援に協力する企業・法人の開拓、②（入札・プロポーザルの場合）仕様書（案）の作成、そして1月に各事業の実施要綱・要領（案）作成等を行うよう示された。会員施設におかれては、それぞれの自治体の動向にご注視いただきたい。

平成25年度「使用者による障害者虐待の状況等」の取りまとめ結果

厚生労働省は、障害者を雇用する事業主や職場の上司など、いわゆる「使用者」による障害者への虐待の状況や、虐待を行った使用者に対して講じた措置などについて取りまとめ、公表した。これは、「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づいて、厚生労働省が調査し年度ごとに本人の届出や他社の通報、労働基準監督署などで明らかになった虐待例をまとめ、公表されたものである。

今回のものは、1年を通して虐待件数や実態などが明らかになるものとしては初めてで、平成25年度分を取りまとめ、これによると253事業所に対し、389件の指導が行われた。

【ポイント】

- 使用者による障害者虐待が認められた事業所は、253事業所で、虐待の内容別では虐待を行った使用者は260人となっている。その使用者の内訳は、経営者などの事業主が215人と、最も多く、「従業員30人未満」の小規模事業者が7割を占めている。
- そのなかで、知的障害者などを最低賃金以下の賃金で働かせていたケースが最も多く、残業代の不払いなどの経済的虐待が全体の8割を占めている。
- 虐待を受けた障害者は393人でその障害種別は、知的障害292人、身体障害57人、精神障害56人、発達障害4人。
- 使用者による障害者虐待が認められた場合に採った措置は389件。

【内訳】

- 1 労働基準関係法令に基づく指導等
341件（87.7%）
（うち最低賃金法関係308件）
- 2 障害者雇用促進法に基づく助言・指導
37件（9.5%）
- 3 男女雇用機会均等法に基づく助言・指導

2件（0.5%）

- 4 個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等
9件（2.3%）

詳細は以下のURLにてご確認いただきたい。

[厚生労働省] 「平成25年度「使用者による障害者虐待の状況等」の取りまとめ結果を公表」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000051485.html>

「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）が成立

平成26年5月30日、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）と児童福祉法の一部を改正する法律の2法が公布された。

難病法の目的は、これまで予算事業だった不安定な難病対策から、特定医療費（医療費助成）の助成制度や診断、治療、研究体制などを法制化し、持続可能な安定した制度とすることであり、その概要は下記のとおり。

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年5月23日成立）	
趣旨	持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、難病の患者に対する医療費助成（注）に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずる。 （注）現在は法律に基づかない予算事業（特定疾患治療研究事業）として実施している。
概要	<p>(1) 基本方針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働大臣は、難病に係る医療その他難病に関する施策の総合的な推進のための基本的な方針を策定。 <p>(2) 難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県知事は、申請に基づき、医療費助成の対象難病（指定難病）の患者に対して、医療費を支給。 ・ 指定難病に係る医療を実施する医療機関を、都道府県知事が指定。 ・ 支給認定の申請に添付する診断書は、指定医が作成。 ・ 都道府県は、申請があった場合に支給認定をしないときは、指定難病審査会に審査を求めなければならない。 ・ 医療費の支給に要する費用は都道府県の支弁とし、国は、その2分の1を負担。 <p>(3) 難病の医療に関する調査及び研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国は、難病の発病の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究を推進。 <p>(4) 療養生活環境整備事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県は、難病相談支援センターの設置や訪問看護の拡充実施等、療養生活環境整備事業を実施できる。
施行期日	平成27年1月1日 ※児童福祉法の一部を改正する法律（小児慢性特定疾病の患児に対する医療費助成の法定化）と同日

なお、本法律は平成27年1月施行される。

詳細は以下のURLにてご確認いただきたい。

[厚生労働省] 「難病の患者に対する医療等に関する法律案（第186回国会（常会）提出法律案）」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nanbyou/index.html

ブロックだより 北海道地区救護施設協議会 関東地区救護施設協議会

全救協では、利用者の人権を尊重した支援の推進に取り組み、救護施設職員への人権を尊重した支援の徹底に努めています。今年11月には救護施設に勤務する職員を対象に「救護施設福祉サービス研修会」を開催し、施設利用者の権利擁護への理解を深めるとともに、施設利用者の虐待防止に向けた取り組みを学ぶこととしています。

本号よりの「ブロックだより」においては、各地区・施設における救護施設職員への人権を尊重した支援に向けた取り組みをご紹介します。今回は、北海道地区、関東地区内の施設からのレポートです。

北海道地区

救護施設職員への人権を尊重した支援に向けた取り組み

函館共働宿泊所救護部（北海道）
部長 越前 典洋

【施設内研修での取り組み】

当施設では、「まず、職員自身の気づき（自己覚知）こそが大切」と考えていますが、何が虐待に該当するのかという判断基準については時代と共に変化をしており、職員個々のセルフチェックだけでは「気付きの範囲」にも限界があるだろうとも考えました。

そこで、社会の変化に対応した「気づき」の機会を定期的に設定することが大切と考え、平成25年度には施設内職員研修の一環として外部講師を招き、主に直接支援職員を対象とした計6回の「スキルアップ講習会」を開催して職員の人権意識の向上に努めました。研修テーマは、以下の通りです。

1. 専門的知識の前に自己覚知・自己理解
～セルフマネジメントとモチベーションコントロール～
2. 職業倫理・介護職としての基本的視点
～コンプライアンス（法令順守）とモラル～
3. 人との関係・対人コミュニケーション
～人間関係、言語・非言語からの認知～
4. 基本的な動作の理解
～世話と介護の違い・自己の動きの効率化～
5. 不適切ケアと虐待の基礎知識
～業務とケアにおける法的理解～
6. リスクマネジメントと責任の所在
～判例から見る介護職の履行義務と債務不履行～
そして、受講後、中堅以上の職員からは「虐待の捉え方の幅の広がり」を再認識した、新人職員から

は「職業人以前の、社会人としてのモラル・倫理観の欠如の問題では」等、率直な意見が交わされ、受講者にとっては現在の時代感覚を再確認することができたと同時に、自身を客観的な視点で見つめ直す良い機会となったと思います。

【北海道救護施設協議会の研修での取り組み】

この虐待問題については北海道救護施設協議会（9施設）においても危惧をしており、平成26年度、6月開催のブロック研修会におきましては、倫理面に特化をするのではなく、「接遇マナー ～ワンランク上の『お・も・て・な・し』～」という、イメージしやすいと思われるテーマを設定し、主に「ネグレクト・心理的虐待問題」を織り交ぜた講演を行いました。ここでも、やはり「自身の気づき」というものが基本であることが述べられておりました。

【北海道救護施設協議会による実態調査を通して】

北海道救護施設協議会におきましては、平成19年度以来5年ぶり、2度目となります「平成25年度北海道救護施設実態調査」を実施し報告書を作成したところです。

なお、この北海道版の実態調査の調査項目については、全救協版と比較がしやすいよう概ね統一されておりますが、ローカル版という特性を活かした独自の調査項目として、

- ①入所者・職員のみならず、各施設の利用者の御家族様への面接調査（新設）
- ②北海道内の全ての福祉事務所（58か所）に対するアンケート調査（2回目）

という項目も設定されており、忌憚のない様々な御意見をいただくことが出来ました。

ただし、前回の調査結果と同様に「施設職員」の

考えと「利用者の皆様・御家族の皆様、全ての福祉事務所」からいただいた「生の声」「希望・要望」との間には、意識の乖離する部分が見られます。この解消に努めることは、利用者の人権尊重に大きく係わるものと考えられ、今後の支援に向けた誠に貴

重な資料が得られたと考えております。

なお、この実態調査につきましてはダイジェスト版を作成する予定にしていますので、平成27年度に北海道で開催される全国大会において、ご参加の皆様にご紹介をさせていただきたいと考えております。

関東地区

浦舟園における 人権・虐待防止への取り組み

横浜市浦舟園（神奈川県）

生活支援員 フロアリーダー 香取 名月

【施設概要】

当施設の運営は、大正7年に起こった米騒動をきっかけに、横浜の商業人の寄付によって、当時、貧富の格差が激しい社会の中で生活に苦しむ、市民の貧困救済を目的として設立された社会福祉法人神奈川県匡済会が、平成18年より、横浜市の指定管理者として事業を受託し運営しています。

施設は、横浜市南区浦舟町に所在し、横浜市立大学付属病院の旧病棟を、福祉の拠点として改築したものです。

ビルは12階建ての複合福祉施設で、その6階・7階部分が浦舟園（定員100名）です。その他、ビル内には地域ケアプラザ・特別養護老人ホーム・特別支援学校・社会福祉協議会等、様々な他法人の施設が各階にあります。

私たちの職場は、平成17年に責任者を除く、ほぼ全職員が新人職員として採用されました。施設の運営について、全くの未知の状況の中で、平成18年4月開所以降、お互いの知恵を出し合い、なんでも意見が言い合える職場を目指してきました。

【施設での取り組み】

神奈川県匡済会では、法人の事業開始以来の基本理念である人権尊重と自立支援の精神を創立90周年を契機に、全職員に理解と浸透を深めるため、各施設にコンプライアンス推進委員を置き、本部と推進委員を中心に、年1回以上の施設別人権研修の取り組みをしています。

浦舟園での取り組みとしては、横浜市市民局人権課所有及び法人本部購入のDVDと全国中学校人権作文集を教材に、入門編として現在の人権問題につ

いて学び、平成24年度より推進委員を2名体制とし、救護施設福祉サービス研修会（虐待防止について）への参加をきっかけに、「高齢者や障がい者への虐待問題」をテーマに、課題と思われる日常の事例を発表し、その対応が差別に当たるかを意見交換する人権実務研修を実施しました。また、所内研修では、職員の意識を高めていくことや現状を把握していくために、全国社会福祉協議会がまとめた「障害者虐待防止の手引き（チェックリスト）」を平成24年度、平成25年度と全職員で実施しました。職員の負担も考え、全てのチェックリストは実施せず、職員セルフチェックリストに着目し、セルフチェックをしました。

「自身の行動を振り返るきっかけ」

職員セルフチェックリストをしていくだけでも職員の意識に変化が出たと思います。

利用者と接する際に普段気を付けることができているか。自分の今の職場はコミュニケーションが取りやすい職場なのか、など冷静に振り返り考えるきっかけとなりました。

「虐待防止をすすめるには？」

所内研修で施設長も含めみんなで考えました。今の段階で出た結論としては、当然のことかもしれませんが、職員間でしっかりと話し合えること、話をしやすい環境であること、職員間や利用者への挨拶など、当たり前のことが気持ちよくできる。そんな積み重ねの中に虐待防止の取り組みがあると思いました。また、年に1回人権に関する所内研修を行うことで自分の気持ちを見つめ直し、人権への意識を高めていくことも虐待防止に繋がっていると感じました。

これからも当たり前だと思っていることが、継続してできるように、自分の常識や価値観が利用者の不利益になっていないか所内研修を行い、各職員の意識を高めることを続けていきたいと思っています。

行動指針レポート

北陸中部地区救護施設協議会
近畿地区救護施設協議会

平成26年度は「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」への取り組みの中間年度になります。全救協では「行動指針の手引き」の作成や「行動指針に示された生活困窮者支援の実施状況調査（継続調査）」を行いながら取り組みの推進を図っています。さらに、全救協会員施設の皆さまに「行動指針」をよりご理解いただくために、本号から各地区・施設における「行動指針」に掲げる事業の実践レポートをご紹介します。今回は、北陸中部地区、近畿地区からのレポートです。

北陸中部地区

北陸中部地区における「行動指針」に掲げる事業の実践

七尾更生園（石川県）
支援課課長補佐 永江 元輝

1. はじめに

全救協が平成25年4月に策定した「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」にて提示された具体的な数値目標達成に向け、当施設におきましても平成17年度から継続している居宅生活訓練事業をはじめ、退所後のアフターフォローを含めた地域移行支援を一貫して行うため、昨年度から新たに保護施設通所事業の事業化に向けた取り組みも行っています。

2. 現在取り組んでいる事業の現状

当施設での居宅生活訓練事業は現在男性4名が訓練中です。期間は1年間とし、その間に地域生活を安定して継続できる能力を養います。近年では地域生活を営んでこられた方が疾病や失業等で生活困窮に陥り、入所後再度地域生活を望まれ参加されるので、「専任職員の指導による家事等の基本的な生活の見直しや内服管理による健康の維持」、「栄養のバランスを心掛けた調理」、および「金銭管理」などの支援を行っています。専任職員は毎日午前7時30分～9時、午後3時30分～8時の勤務で、訓練ではスーパーで買物を行い、日数に応じた食材の購入、献立への助言、賞味期限の確認などの指導を行っています。地域生活をしてきた方の多くは、調理ができて偏食で栄養のバランスが悪いため、施設の栄

養士と連携し栄養指導を適宜実施しています。

また、浪費癖がある方へは計画的な金銭管理を重点的に指導するなど個別の課題やニーズに合わせたプログラムを提供しています。

安定した収入の確保と、就労により生活リズムを整えることで、移行後も安定した生活を継続させるために就労支援を行っています。訓練棟からの求職活動は本体施設とは異なり食事時間帯の制限も無いため、求職の幅も広がり、やや遅い時間帯の仕事を选べるようになりました。また、施設との連携を重視し、職場は市内の公共交通機関で通える範囲内としているため、そのまま市内へ地域移行をされる方がほとんどです。

3. 事業の課題と展望

現在も地域生活を継続されている方が多数いる中で、過去には在宅保護へ移行後、なかなか就労に繋がらず孤立して自殺された方や、飲酒から地域住民とのトラブルに発展し、保護の実施機関が再入所検討中に自殺されるといった痛ましい現実もありました。また、それまで当施設では退所者の一部に対し、施設独自でアフターサービスを行い、大部分は大家さんや民生委員、保護の実施機関に委ねていました。自殺された両名は障害がない方でしたので障害福祉サービスには繋がっていませんでした。

これらを教訓とし、これまで以上に被保護者は保護の実施機関で対応していただきながら、障害がある方は障害福祉サービスの利用に繋がるように関係機関と連携を図っています。また、保護廃止で自立された方へ施設独自で定期的な訪問、電話連絡等を行っています。これを保護施設通所事業として事

業化し、活用していくことで一定期間十分な見守りが可能となり、居宅生活訓練事業後の孤立を防ぎ、安定した地域生活を継続する自信を得られるものと考えています。

4. おわりに

保護施設通所事業につきましては、昨年度から他県への施設見学や県への確認、保護の実施機関への説明等を行った上で今年度申請書を提出しました

が、対象者の保護脱却による減員により定員を満たせず、残念ながら事業化することができませんでした。

未だ多くの課題が残ってはいますが、「行動指針」により救護施設が担うべき役割を再認識すると同時に、当施設がこれまで培ってきた地域移行支援の機能や専門性を更に強化していくことにより、求められる救護施設の姿に少しでも近づけるようにと努力していきたいと考えています。

近畿地区

近畿地区における『行動指針』取り組み状況

菟野千草園（三重県）
施設長 中村 厚徳

1. 事業推進に向けた取り組み

近畿地区救護施設協議会では、昨年度策定された「行動指針」並びに本年度策定された「行動指針の手引き」を基に、会員施設に周知徹底を図りいち早く取り組みを開始するよう、近畿救護施設研究協議会（ブロック大会）で特別委員会委員が説明・報告を行うとともに、10月には施設職員を対象とした研修会を企画し、「行動指針」達成へのポテンシャルを高める研修を行っています。

その波及効果として、地域移行三事業は、一時入所が37施設（90.2%）、居宅生活訓練事業が32施設（78%）、通所事業が22施設（53.7%）と昨年度のアンケート時に比べ伸びを示しています。「行動指針」に銘記された他の事業についても取組状況は全て伸びており、生活困窮者支援を主体的に行う傾向が顕著になっています。

平成26年度より、菟野千草園では救護施設居宅生活訓練事業を始めました。事業を実施しての現状や課題について報告いたします。

2. 救護施設居宅生活訓練事業を始めて

菟野千草園は、平成26年5月から居宅生活訓練事業（定員2名）を始めました。他法などの受け皿がなく長期入所を余儀なくされている利用者が多い当施設にとって、今事業への期待は立ち上げ当初より大変大きなものとなりました。しかし一方では、保守的な土地柄から、「地域に受け入れてもらえるか」

という不安もありました。

幸いなことに、立ち上げ準備は、すでに事業を始めている他施設からアドバイスをいただいたり、行政からも意欲的な連携をいただいたりしながら、円滑に進展していきました。

3. 事業内容

(1) 整備・備品等

すべての整備・備品等は、訓練対象者が訓練中と退所後の生活環境のギャップに困らないよう、過度な整備は避け、なるべく単身被生活保護者の実情に沿うようなものを用意しました。

住居は、施設から5km程先に1K賃貸マンションを2室準備し、訓練中の孤立防止や緊急時の連携を取りやすくするため、訓練対象者同士が隣り合う部屋になるよう設定しました。立地は、社会生活を促進させる目的で、市街地に行くための駅や、施設に通うためのバス停が近くにあることを配慮しました。その他、テレビ・ベッド・冷蔵庫・携帯電話などの備品を用意しました。



賃貸マンションの外からの様子



部屋の様子

(2) 訓練内容

日常生活全般における「訓練計画」と、個人の事情に即した「個別支援計画」を基に支援を行っています。主に、訓練対象者が施設で作業やりハビリなどの訓練を行う「通所支援」と、職員が居宅へ出向き調理や金銭・服薬確認などの支援を行う「訪問支援」の形態で行っています。また、必要時には通院や買い物の付き添いなどの支援を行う「同行支援」も行っています。

その他、訓練対象者2名による「合同訓練」として、ケガや火傷などの自己処置のための「応急処置講習」、梅雨時期の食中毒対策のための「衛生講習」

など、看護師や栄養士などの施設専門職員から、生活知識を学ぶ機会も定期的に設けています。

4. 課題と展望

現在、糖尿病を抱えた利用者とアルコール依存を抱えた利用者の2名が訓練を行っています。専門病院と連携し栄養管理やアルコール問題について、職員も訓練対象者と共に学んでいます。どちらも居宅生活訓練を終了した後も、継続して各々の問題に立ち向かわなければなりません。

今は職員が寄り添い支援していますが、後には独りで問題を抱えるようになることが予測されます。訓練終了後には、見守りなどの支援整備が必要となっており、喫緊の課題となっています。

専門知識を持った職員による伴走支援が付くことによって地域生活が実現できる利用者がいる限り、今後も、地域理解を更に深め、救護施設の専門性を活かした枠にとらわれない支援を展開できるよう努力を続けたいと考えています。

報告 全救協「行動指針」に示された生活困窮者支援の実施状況

本会会員施設におかれましては先般の「行動指針」に示された生活困窮者支援の実施状況調査にご協力いただきありがとうございました。186施設からご回答いただいた実施状況（平成26年7月現在）は次のとおりです。（事務局）

カテゴリー(※)、事業	平成25.3.31現在 達成率	平成26.7.1現在 達成率	行動指針 目標値
①一時入所事業による地域生活困窮者の緊急保護支援	70.4%	79.6%	すべての救護施設が必ず取り組む事業（100%実施）
①救護施設居宅生活訓練事業による地域生活移行支援	37.1%	56.5%	
①循環型セーフティネット施設として機能するため、利用者の地域や他種別施設等への移行促進	84.4%	87.1%	
②地域との連携による総合相談への対応、自立相談支援機関（総合相談支援センター等）への協力	17.2%	36.6%	
③地域住民との交流事業	94.1%	97.8%	
③施設機能の地域への開放	74.7%	85.5%	
③施設退所者、生活保護脱却後の人々への自立支援	33.9%	48.9%	救護施設が取り組みをめざす事業（いずれか実施70%）
①保護施設通所事業による、地域生活移行者の生活安定にかかる居場所確保と相談支援	22.0%	30.6%	
①救護施設配置の精神保健福祉士による地域の精神障害者への支援	30.1%	44.6%	
①サテライト型施設（入所、通所）による地域生活困窮者の居場所確保と相談支援機能の強化	1.6%	5.9%	救護施設が取り組みをめざす事業（いずれか実施50%）
②救護施設の運営法人による居宅生活移行支援事業への取り組み	48.9%	54.8%	
②家計・生活指導を通じての生活再建を支援	53.8%	49.5%	
②中間的就労の場を提供し、就労支援を通じて経済的自立、社会的孤立防止	21.0%	25.8%	
②災害時における被災者等の自立支援	55.9%	67.7%	
③生活困窮者の居場所づくり	30.1%	43.0%	
③生活困窮者への訪問型支援	12.9%	23.7%	さらに高度な専門性を発揮するための事業（いずれか実施30%）
③生活困窮にある子ども世帯への学習・生活支援	2.2%	5.4%	
③災害時の施設機能の提供	58.1%	73.1%	
②地域生活困窮者に対する包括的支援拠点（自立相談支援機関（総合相談支援センター等））の設置	7.0%	17.7%	
②刑余者等に対する自立支援（自立準備ホーム等）	36.0%	57.0%	
②DV被害者等の保護と生活支援（緊急一時保護所等）	58.6%	73.1%	
③地域の関係施設・機関との協働による包括的な総合相談支援機能の拠点づくりと地域の支援ネットワークの構築	18.8%	32.8%	

※①=救護施設の機能として制度化されている支援

②=救護施設・運営法人が予算事業として実施したり、今後制度化・予算化が見込まれる事業等による支援

③=地域貢献事業としての支援

活動日誌



8月

8月29日(金) 第1回救護施設における生活困窮者支援に関する特別委員会 (於: 全社協)

9月

9月17日(水) 第2回制度・予算対策委員会 (於: 全社協)

平成26年度地域生活支援関係事業実施施設等連絡会 (於: 全社協)

9月18日(木) 福島県浪江ひまわり荘(仮施設)への訪問

10月

10月15日(水) 第1回救護施設における生活困窮者支援に関する特別委員会作業委員会 (於: 東京都内・商工会館)

10月22日(水) 第2回 理事会 (於: 名古屋市メルパルクNAGOYA)

10月23日(木)～24日(金) 第38回全国救護施設研究協議大会 (於: 名古屋市メルパルクNAGOYA)

インフォメーション

□「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」の手引き

平成25年4月に本会がまとめた「行動指針」の取り組みをより一層推進し、各会員施設の方々の参考に資することを目的に、平成26年度は「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針の手引き」を作成しました。本手引きは全会員施設に配付しておりますが、本会ホームページにも掲載しておりますので、ご活用ください。

(http://www.zenkyukyo.gr.jp/file/kodo_shishin_tebiki.pdf)

□平成25年度全国救護施設実態調査報告書

全国の救護施設(188か所/平成25年10月1日現在)のうち、186施設からご回答を得て、「平成25年度全国救護施設実態調査報告書」がまとまりました。ご協力をいただきましてありがとうございます。本号巻頭言にあるとおり、今後の救護施設を示唆する情報が含まれておりますので、ご一読ください。

報告書は全会員施設に配付しておりますが、本会ホームページ会員専用ページにも掲載しておりますので、ご活用ください。(http://www.zenkyukyo.gr.jp/download/file/2014_aug_houkoku.pdf)

■第9回地域におけるセーフティネット推進セミナーの開催

全国厚生事業団体連絡協議会は、厚生事業関係施設がセーフティネットとしてより質の高い支援を行うため、講義や実践報告を通し、支援のあり方への理解を深めるとともに、ノウハウ等を共有することを目的に下記の予定でセミナーを開催します。

◇日時: 平成27年1月27日(火)～28日(水)

◇会場: 全社協議会議室

※開催要綱等は11月下旬にお送りする予定です。ご参加をお待ちしております。